

宮崎県社会福祉士会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、宮崎県社会福祉士会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、理事会の決定に基づき会長が指定する。

(目的)

第3条 本会は、社団法人日本社会福祉士会（英語表記 Japan Association Certified Social Workers = 略称「JACSW」以下「JACSW」という。）の宮崎県支部として、宮崎県内における社会福祉士の倫理の確立、専門的技術の研鑽、社会福祉士資格制度の改善、充実及び発展を図り、もって社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 社会福祉の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (3) 社会福祉の倫理及び資質の向上に関すること。
- (4) 社会福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関すること。
- (5) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関すること。
- (6) 県内の社会福祉専門団体、その他の関係団体との連携に関すること。
- (7) その他、本会の目的達成のために必要なこと。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会はJACSWの会員であって、本県内に住所又は勤務先を有する者を正会員とする。

2 本会の準会員は、本県内に住所又は勤務先を有する者で、以下の号に掲げるものを準会員とできる。

- (1) 社会福祉士国家試験に合格した者であって、登録をしていない者。
- (2) 社会福祉士国家試験の受験資格を有する者。
- (3) 社会福祉士養成施設及び養成課程に籍をおく者。
- (4) その他本会が入会を認めた者。

3 本会の活動に賛同した個人、団体を賛助会員とできる。

(入会)

第6条 正会員の入会は、所定の入会手続きを経た者とする。

2 準会員及び賛助会員の入会は、所定の入会手続きを経た者であって、理事会の承認を得た者とする。

(会費)

第7条 会員は、「支部会費に関する規則」に定められた額を納入することとする。

(退会)

第8条 正会員は、以下に掲げる各号に相当する場合に退会するものとする。

- (1) JACSW及び本会の会員資格を失った者は、退会したものと見なす。
- (2) 本人が退会を申し出たとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 正当な理由がなく会費を3年以上納入しなかったとき。

2 準会員及び賛助会員は、以下に掲げる各号に相当する場合に退会するものとする。

- (1) 本人が退会を申し出たとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 正当な理由がなく会費を3年以上納入しなかったとき。

(除名)

第9条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は規約及び倫理に反する重大な行為のあった会員に対しては、理事会の議決を経て除名することができる。但し、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - (3) 理事 12人
 - (4) 監事 2人
- 2 会長及び副会長は理事として、理事定数に含むものとする。
 - 3 理事及び監事は、総会において正会員の中から選出する。
 - 4 会長は、理事会において理事の中から互選し、副会長は会長が理事の中から指名することとする。
 - 5 監事は、他の役員を兼任することはできない。
 - 6 役員を選出方法については、別に定める。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

- 2 副会長は、本会を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、規約及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、連続して3期(6年)を超えて選任されることはできないものとする。

- 2 任期途中で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前各号の規定にかかわらず、役員は、次期役員が選任されるまでの期間、その職務にとどまらなければならない。

(解任)

第13条 役員が以下の各号に該当する場合は、任期途中であっても、総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(名誉役員及び顧問)

第14条 本会に名誉役員又は顧問を置くことができる。

第4章 会議

(会議)

第15条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会(定期総会及び臨時総会)
- (2) 理事会

(総会)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。準会員及び賛助会員は、議決権を持たない。

- 2 総会は、次の各号に定める事項を議決する。
 - (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認。
 - (2) 収支予算の決定及び決算の報告。
 - (3) 理事及び監事の選出に関する事。
 - (4) その他、本会の運営に関する重要な事項。
- 3 5月総会については4月末までに、3月総会については2月末までに支部会費が未納の会員については、総会に出席することはできるが、議決権を持たない。

(招集及び開催)

第17条 会議は、会長が招集する。

- 2 定期総会は、年1回以上とする。
- 3 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
 - (3) 第11条第4項4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
- 4 総会は、正会員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の賛成を持って議決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところに従う。
- 5 会議の議長は、その会議に出席した正会員の中から選出する。
- 6 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、本条第4項の適用については出席したものとみなす。

(理事会)

第18条 理事会は、理事を持って構成する。

2 理事会は、次の各号に定める事項を執行する。

- (1) 事業並びに予算
- (2) 総会の委任を受けた事項
- (3) その他、本会の運営に関する事項

3 理事会は、会長が招集して定期的開催する。また、臨時の理事会は、次の各号にあたる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から開催の請求があったとき。

(議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第5章 地区組織

(地区組織)

第20条 本会は、総会の決議を経て、複数市町村を単位として、地区組織を置くことができる。

2 地区組織は、本会の内部組織とし、設置単位の市町村区域内において、本会の事業計画に基づき、第4条各号に定める事業を分掌する。

3 地区組織の運営に関しては、この会則に定めるもののほか、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(地区組織役員)

第21条 地区組織に、ブロック長1人、ブロック事務局長1人を置く。

2 前項に定めるブロック長は、理事会で、当該地区組織に所属する理事の中から選出する。

3 ブロック事務局長は、当該地区組織に所属する正会員の中からブロック長が任免する。

4 ブロック事務局長の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、連続して3期(6年)を超えて選任されることはできないものとする。

第6章 会計

(会計)

第22条 本会の経費は、次の各号に掲げる収入をもってあてる。

- (1) 支部会費
- (2) 支部還元金
- (3) 寄付金
- (4) 事業収入及び資産収入
- (5) その他の収入

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 事務局

(設置)

第24条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長1人、会計1人及び事務局員若干名を置く。

3 事務局長及び会計は、理事もしくは会員の中から会長が任免し、事務局員については会員の中から会長が任免する。

(委員会)

第25条 本会の事業を円滑に遂行するため、若干名の委員により組織される次の常設委員会を設置し、各委員会を担当する理事(以下「担当理事」という)を会長が任命する。

(1) 権利擁護委員会

(2) 研修委員会

(3) ケアマネジメント委員会

(4) 国家試験対策及び組織率向上委員会

(5) 広報委員会

(6) 地域包括支援センター推進委員会

(7) 成年後見制度活用推進委員会

(8) 独立型社会福祉士支援委員会

(9) ソーシャルワーク実践委員会

2 委員は、各ブロック長が委員会ごとに県北ブロック及び県南ブロックについては各2人以上、県央ブロックについては3人以上を推薦し会長が任免する。

3 委員の互選により委員長及び副委員長を選任する。

4 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、連続して3期(6年)を超えて選任されることはできないものとする。

5 その他、特別な目的のために一時的に必要な活動を円滑に行うために、総会の承認を得て、担当理事が掌握する特別委員会を設置することができる。委員は、担当理事の推薦により会長が任命する。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第26条 この規約を変更する場合は、理事会の発議により、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって議決しなければならない。

(解散)

第27条 本会を解散する場合は、理事会の発議により、総会において会員の4分の3以上の賛成によって議決し、JACSWの承認を得なければならない。

2 解散するときに残存する財産は、JACSWに帰属するものとする。

(委任)

第28条 この規約に定めるほか、この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成6年1月20日から施行する。

2 第12条第1項の規定は、平成10年度以前に選任された役員については、平成14年度より適用する。

改 正

1 平成12年 5月20日一部改正

2 平成13年 5月26日一部改正

3 平成16年12月 4日一部改正

4 平成18年 6月 3日一部改正

5 平成19年 5月19日一部改正

6 平成20年 3月15日一部改正

第25条関係

第7条・第16条・第25条関係